

**金沢区高齢・障害支援課会計年度任用職員（日額）
（高齢・障害支援課高齢・障害係事務補助）募集要項**

1 募集職種・人員

- (1) 職名称
高齢・障害支援課高齢・障害係事務補助
- (2) 人員
若干名

2 職務内容

- (1) 窓口、受付及び電話対応業務
- (2) 災害時要援護者支援事業に関する事務
- (3) 福祉特別乗車券、福祉タクシー券・燃料券及びシーサイドライン定期券に関する事務
- (4) 特定医療費（指定難病）助成制度に関する事務
- (5) 更新申請窓口受付業務
- (6) 書類整理、ファイリング
- (7) システム入力
- (8) その他、所属長が必要と認める業務

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

3 応募要件

- (1) パソコンの基本操作（エクセル・ワードなどの入力、端末操作など）が可能な方
- (2) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

4 勤務条件

任用期間	令和8年10月1日から令和8年11月30日まで
勤務場所	金沢区高齢・障害支援課高齢・障害係
勤務日	月曜日から金曜日のうち所属長が指定する4日間 勤務日については協議による （勤務を要しない日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始）
勤務時間	8時45分から17時15分まで（休憩時間 連続する1時間）
報酬額	日給10,980円 ※交通費別途支給（横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例等の規定に基づき通勤費用支給）
休暇	横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり

5 応募方法

- (1) 提出期限
令和8年8月31日（月）必着（ご持参の場合は平日8時45分から17時まで）
- (2) 提出書類
様式はホームページよりダウンロード、又は区役所窓口でもお渡しします。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kusei/saiyo/>
会計年度任用職員申込書
※提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出先

〒236-0021

横浜市金沢区泥亀二丁目9番1号

金沢区役所 高齢・障害支援課 高齢・障害係 宛

(金沢区役所4階402番窓口)

※郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「応募書類在中」とご記入ください。

※郵便事故防止のため「簡易書留郵便」扱いで郵送ください。

6 選考方法・選考結果

- (1) 第一次選考として書類選考、第二次選考として面接を行います（一次選考を合格された方のみ実施します）。
- (2) 第一次選考結果通知 令和8年9月4日（金）予定（郵送で通知）
第二次選考（面接日）令和8年9月7日（月）～9日（水）予定
第二次選考結果通知 令和8年9月18日（金）予定（郵送で通知）

7 その他

- ・ 応募された方の個人情報は厳正かつ適切に管理を行い、目的以外での使用はしません。
- ・ 申込書の記載内容に虚偽があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- ・ 電話での照会には一切お答えできません。

会計年度任用職員申込書

【令和 年 月 日】

所属名	高齢・障害支援課高齢・障害係事務補助
-----	--------------------

整理 番号	※人事担当者記入欄
----------	-----------

写真
(3×4cm)
上半身、正面向き、脱帽
最近6か月以内撮影

フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	電話番号	- -
住 所	フリガナ		
	〒 - 県 市		
	自宅最寄駅 線 駅 (駅までの交通手段： 徒歩 分)		
〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴
〔資格・免許〕	年	月	資格・免許
〔志望動機〕			
〔横浜市における他の職の申込状況〕			〔採用された場合の兼業等の予定〕
☐ 当該非常勤職員のみ希望			☐ あり (名称：)
☐ 他の非常勤職員と併願 (職名：)			☐ なし
			※兼業等をする場合、別途届出が必要です。
			※本市で他の非常勤職員として勤務している場合も、選択してください。
〔欠格事由に関する申告〕			
以下の地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しない場合は、□に印を記入してください。			
☐ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者			
☐ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者			
☐ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者			
☐ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			
☐ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者			
〔備考〕※人事担当者記入欄			